

議第 228 号「大阪都市計画特定街区の決定」に対する

意見書の要旨

意見書提出者	意見書の要旨
隣接市 在住者 1名	<p>【都市計画決定の内容への賛成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域の発展に繋がることに期待する。 <p>【特定街区の区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街区の東側約半分の区域のみ、特定街区を指定することに問題はないか。
大阪市 北区在住者 1名	<p>【都市計画手続きについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市計画案の縦覧」並びに「縦覧に供された都市計画案についての意見書の提出の受付」を、知人からの連絡で初めて知った。近隣の住民等の関係者には、大阪市のホームページだけではなく、他の方法でも縦覧等の周知をすべきである。 ・ 「縦覧に供された都市計画案についての意見書の提出の受付」の期間が約半月で短すぎる。 ・ 都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会を開催すること。 <p>【壁面の位置の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北側のセットバック（4m）及び東側のセットバック（2.5m）は少なすぎる。近隣のビルと同等の距離まで下げるべきである。今回の都市計画案のセットバック内容は、決定理由である「高質な歩行者空間の整備とあわせて、良好な環境と健全な形態を有する建築物の建築及び有効な空地を確保すること等により適正な街区を形成し、市街地環境の整備改善を図る」とことと矛盾するのではないか。